

# 高等学校教諭一種免許状(国語)

2018年度以前の入学者

## (1) 免許状取得に必要な最低修得単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種(国語)	20単位	23単位	16単位

### ● 教科又は教職に関する科目 16単位とは・・・

- ① 教科又は教職に関する科目に定められている「**書論・鑑賞**(2単位/選択)」  
(2016年度以前入学生は「教科に関する科目」)
  - ② 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
  - ③ 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
- 上記①～③を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

## (2) 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	科目名	学修方法	単位数		備考
			必修	選択	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	<b>日本語学概論 A・B</b>	R	4		旧科目名:日本語学概論
国文学(国文学史を含む。)	<b>古代文学</b>	R	2		
	<b>中古文学</b>	R	2		
	<b>中世文学</b>	SR	2		
	<b>近世文学</b>	R	2		
	<b>近代文学</b>	R	2		
	<b>現代文学</b>	R	2		
	日本文学特講V(近代・現代の作家と作品)	SR		2	
	日本文学特講VI(戦前・戦後の作家と作品)	SR		2	
	日本文学史I(古典)	SR		2	
	日本文学史II(近・現代)	SR		2	
漢文学	書論・鑑賞	R		2	2017年度以降入学生は「教科又は教職に関する科目」
書道(書写を中心とする。)	<b>書道</b>	SR	2		
<b>合計</b>			<b>18</b>	<b>10</b>	選択科目のうち、 <b>1科目2単位以上</b> 選択必修

### ● 一般的包括的な内容を含む科目

**下線が引いてある科目**は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的な内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学・学科内で修得することで、一般的包括的な内容を満たすことができます。

### (3) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学修方法	単位数		備考
				必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・ 教職の意義及び教員の役割 ・ 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・ 進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	発達心理学	T	2		旧科目名: 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名:教育心理学(教職) 1単位→2単位に変更 ※
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		旧科目名:障害児教育
教育課程及び指導法に関する科目	・ 教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名: 教育課程論【中学校・高等学校】
	・ 各教科の指導法	国語科指導法 A	SR	2		旧科目名:国語科指導法 I
		国語科指導法 B	SR	2		旧科目名:国語科指導法 II
		国語科教育法 A	SR	2		旧科目名:国語科指導法 III
		国語科教育法 B	SR		2	旧科目名:国語科指導法 IV
	・ 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名:特別活動の指導法【中学校・高等学校】
・ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む。)	T	2		旧科目名: 教育の方法と技術	
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名:生徒指導論
	・ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名:教育相談(カウンセリングを含む)【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
教職実践演習		教職実践演習(小・中・高)	SR	2		
<b>合計</b>				<b>33※</b>	<b>2</b>	

※2018年度までに「旧科目名:教育心理学(教職)」を修得した場合、単位数(必修)の合計は32単位となります。

① 教育実習に参加する為には本学の参加基準を満たすことが必要です。(P.10～「03.教育実習参加基準」参照)